

役員及び評議員の報酬等
並びに費用に関する規程

公益財団法人 岩谷直治記念財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩谷直治記念財団（以下「この法人」という。）の定款第15条及び同第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とし、原則として週5日勤務する者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条の規定に基づきおかれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める「報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当」をいい、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（日当、宿泊費を含む）、通勤費等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 前条第5号に規定する報酬等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤理事・監事及び評議員が、理事会及び評議員会に出席したときは、会議出席謝金を支給することができる。
- (3) 監事には、監査に係る職務遂行の対価として監査報酬を支給することができる。
- (4) 常勤理事の退職にあたっては退職金を、非常勤理事・監事及び評議員の退任にあたっては退任慰労金を支給することができる。

(報酬等の支給基準及び額)

第4条 前条に規定する報酬等の支給基準及び額については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事の報酬は、年額1,000万円を上限として評議員会で決定し、報酬年額を12で除して得た額を毎月25日に振込により支給する。
ただし、税金、保険料等法令に定めがある場合については、報酬の一部を控除する。
- (2) 理事会及び評議員会への会議出席謝金の金額は、1回当たり3万円を上限として評議員会で決定し、会議に出席した理事、監事及び評議員に支給する。
- (3) 監査報酬の金額は、1回当たり6万円を上限として評議員会で決定し、監査に係る会議に出席した監事に支給する。

- (4) 前(2)、(3)項で決定された金額は、当月に開催された会議への出席分をまとめて、翌月10日に振込にて支給する。
- (5) 常勤理事の退職金並びに非常勤理事・監事及び評議員の退任慰労金は、別に定める規程により支給する。
- (6) 前号に規定する退職金及び退任慰労金は、役員及び評議員として、任期満了、辞任又は死亡により退職又は退任した者に支給するものとし、死亡により退職又は退任した者については、その法定相続人に支給するものとする。

(費用)

第5条 第2条第6号に規定する費用については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員及び評議員がその職務執行に要する、交通費、旅費(日当、宿泊費を含む)、通勤費等の実費相当額を費用として支払うことができる。
- (2) 前号に規定する費用については、発生日毎に遅滞なく支払うものとし、前払いが必要な場合は前もって支払い、差額については速やかに精算する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、この法人が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成24年 1月 4日 施行

平成25年 6月 3日 一部改定

平成29年12月28日 一部改訂